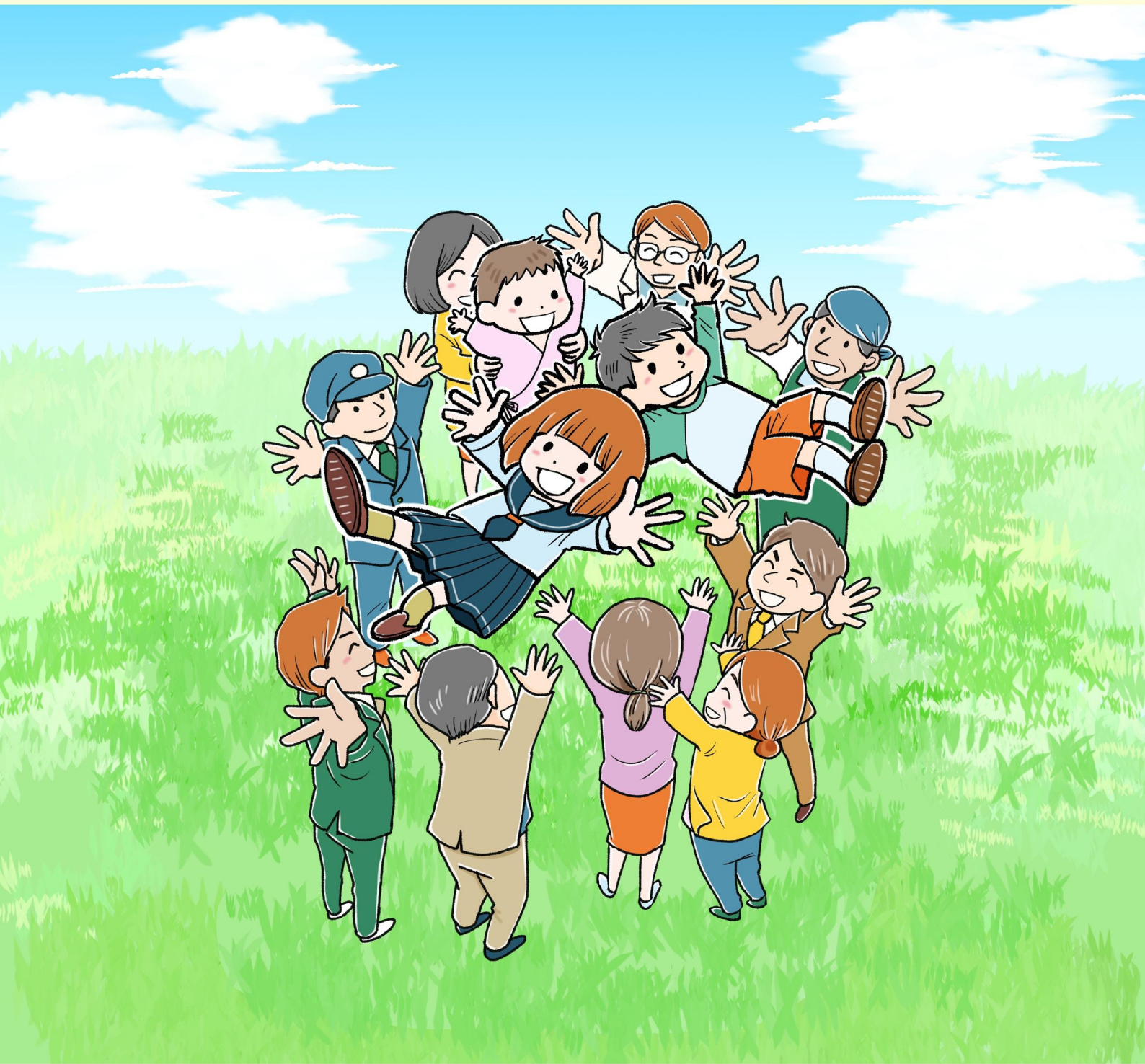


ともいく
藤沢市子ども共育計画

だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて



2020年(令和2年)3月
藤沢市

はじめに

近年、地域社会におけるコミュニティの希薄化や少子化に伴う核家族化の進展といった社会構造の変化により、様々な困難を抱える子ども・若者や、子育て家庭への気づきと支援のあり方が問われています。子どもが持つ将来の可能性は、すべての子どもに等しく無限大であって、生まれ育った環境に左右されることがないように、地域全体で支えていく仕組みや「まち」づくりのため地域共生社会の醸成が重要です。



国では、2013年(平成25年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、2014年(平成26年)に同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が制定されました。2019年(令和元年)に、同法は子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として改正され、それに伴い、同年11月に「子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が策定されました。

本市におきましても、子どもの貧困対策につきましては、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、2018年(平成30年)の中間見直しの際には、事業を体系化するなど取り組んでまいりました。さらに推進していくため、同年秋に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施し、この結果等を踏まえ、「藤沢市子ども共育(ともいく)計画」を策定します。本計画では、平等の視点のみではなく、公正という観点も踏まえ、子どもと子育て家庭が抱える問題を全体的・構造的に把握し、社会的包摂を推進し、藤沢市子ども・子育て支援事業計画がめざす将来像の副題「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を計画のめざす基本的な方向性と定め、その実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただきました、藤沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関・団体の方々から、ご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

2020年(令和2年)3月

藤沢市長 鈴木 恒夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の期間	8
4. 計画の対象	8
第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況	9
1. 実態把握の方法	9
2. 子ども・若者、子育て家庭に関する概況	12
3. 実態調査結果から把握した保護者と子どもの状況	24
4. 実態調査から把握した現状と課題のまとめ	57
第3章 計画の基本的な考え方	65
1. 計画のめざす基本的な方向性	65
2. 計画の施策方針	70
3. 計画の体系	73
第4章 施策の展開	75
施策方針1 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ	75
施策方針2 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する	85
施策方針3 暮らしや子育てを支援する	90
施策方針4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する	99
施策方針5 修学、就労、自立に向けた支援をする	103
施策方針6 地域全体で共に支える基盤をつくる	108
第5章 計画の推進	121
1. 計画の推進体制	121
2. 計画の実施状況の点検・評価	121
3. 計画の指標	122
資料編	123
1. 藤沢市子ども・子育て会議、部会委員名簿	124
2. 計画策定の経過	129
3. 関係法令等	132